

# 2025年JAFカップオールジャパンサーキットトライアル規定

2024年 3月29日制 定  
2025年 1月 1日施 行

## 第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は日本サーキットトライアル選手権上位入賞者を対象として、各地域のモータースポーツの健全な発展および振興を図ることを目的に、年1回開催されるサーキットトライアル競技の祭典に「JAFカップオールジャパンサーキットトライアル」のタイトルを与える。

## 第2条 適用規則

JAFカップオールジャパンサーキットトライアル競技は、「FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、2025年（以下「当該年」という。）日本サーキットトライアル選手権規定（第1章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。

## 第3条 競技会の認定

JAFは当該前年度地方サーキットトライアル選手権の上位入賞者を対象として開催されるサーキットトライアル競技を「JAFカップオールジャパンサーキットトライアル」として認定する。

当該競技会として認定を受けるオーガナイザーは、開催日程を含めJAFカップオールジャパンサーキットトライアル競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。

## 第4条 開催場所

第1条に基づき、JAFカップオールジャパンサーキットトライアル競技会の開催場所は、原則として暦年毎に異なる開催地域とする。

## 第5条 参加車両

当該前年度日本サーキットトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。

## 第6条 クラス区分

当該前年度日本サーキットトライアル選手権規定第12条「選手権の部門およびクラス区分」と同一とする。

## 第7条 開催資格

開催資格は、「公認クラブ、公認団体または加盟クラブ」とし、競技の格式は「国内」とする。

## 第8条 JAFカップオールジャパンサーキットトライアルの申請資格

過去5年以内（5年前の年の1月1日から本競技会カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目のJAFカップを1回以上、または地方選手権を1回以上開催した実績のあるもの。

※共催について：

上記の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は3クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記に定める開催実績として認める。

## 第9条 参加資格と優先順位

- 当該前年度各地区の地方選手権シリーズの各クラス6位までの者。
- 組織委員会の選考に基づく者。

ただし、前項1. に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

## 第10条 同一競技会の参加制限

- 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
- 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は認められない。

## 第11条 参加台数

JAFカップオールジャパン対象クラスの最大参加台数は、180台までとする。

## 第12条 競技会の成立

JAFカップオールジャパンサーキットトライアルは、各クラス毎に5台以上の出走をもって成立とする。

## 第13条 競技規則違反

- 認定された競技会に適用される規則または規定に対する違反があった場合、JAFは当該違反者に対し罰則を適用する。

2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則違反は失格となる場合がある。

#### 第14条 J A Fカップオールジャパンサーキットトライアルの開催日程と申請手続き

J A Fカップオールジャパンサーキットトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。

##### 1. 申請手続き

開催日程：当該年の2月～3月週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の10月15日迄にJ A F各地方本部に直接申請すること。

##### 2. 組織許可申請

J A Fカップオールジャパンサーキットトライアルの組織申請は開催日の3ヵ月前までに行わなければならない。

##### 3. 成績報告

オーガナイザーは、成績を「J A F公認競技会・競技結果成績表」に記載し、競技会終了後、直ちにJ A F本部に報告しなければならない。

#### 第15条 賞の授与

J A Fカップオールジャパンサーキットトライアルの各クラスで1位となった者に対し、J A Fカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。

#### 第16条 延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、J A Fカップオールジャパンサーキットトライアルの延期、または開催不能の場合、その開始予定日の2ヵ月前までに、J A Fにその理由を付して届け出を行い承認を受けなければならない。

2. 正当な理由がなく、本競技会を開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度以降の本競技会の開催を認めない場合がある。また、J A Fは組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

#### 第17条 本規定の特例

やむを得ない事情または重大な規則違反により、本規定を適用できない場合は、J A Fにおいてその処置を決定する。

#### 第18条 本規定の施行

本規定は2025年1月1日から施行する。

ただし、第8条および第14条については、2024年6月1日から施行する。

以上